

措置状況報告書

監査の名称：令和5年度 施設監査

施設名：学校、所管課（学校）

指摘事項等	措置内容又は措置方針等	備考
<p>【学校】</p> <p>（１）支出負担行為等の出納事務について</p> <p>ア 支出負担行為等の事務処理が適正でないもの</p> <p>大分市財務規則の規定及び会計課が示している「出納事務について」では、消耗品費の支出負担行為の整理時期は契約を締結するときとされている。</p> <p>しかしながら、消耗品の購入契約事務において、支出負担行為の決裁を受けずに納品されているものが見受けられた。</p> <p>今後は、規則等に従い適正な事務処理をされたい。</p> <p>（佐賀関中学校）</p> <p>（２）物品の管理状況について</p> <p>ア 刃物類等の保管が適正に行われていないもの</p> <p>教育長が各学校校長にあてた「理科薬品及び刃物類等危険性のある物品の管理の徹底について（通知）」（以下「教育長通知」という。）では、刃物類等危険性のある物品には、個々に番号を付すとともに、その保管場所には、名称及び数を表示することとされている。</p> <p>しかしながら、糸切りばさみについて、番号の表示が正確でないものが見受けられた。</p> <p>今後は、教育長通知に従い適正な事務処理をされたい。</p> <p>（神崎中学校）</p>	<p>当該校には、大分市財務規則等に基づき、適正な契約を行うよう指導いたしました。</p> <p>今後は、適正な事務処理を行うよう努めてまいります。</p> <p>該当校については、糸切りばさみについて、個々に番号を付け、数を正確に表示するよう指導いたしました。</p> <p>今後は、適正な事務処理を行うよう努めてまいります。</p>	

(3) 施設の管理状況について

ア 警備業務用機械装置のセットが行われていなかったもの

警備業務用機械装置のセット漏れが見受けられたが、機械装置のセットが行われないと、不法侵入者の発覚が遅れ、被害の拡大につながる可能性があることから、今一度、危機管理意識の徹底を図り、適正な施設管理に努められたい。

(神崎中学校、賀来中学校)

警備業務用機械装置のセット漏れがあった学校については、校長と面談を行い、セット漏れが生じた原因や今後の対応策について説明を求め、口頭にて注意喚起を行い、校長や教頭といった管理職員のみならず、教職員全員に退勤する際は警備業務用機械装置のセットを必ず行う意識付けをするよう指導いたしました。

そして、学校と警備会社の双方に、警備業務用機械装置のセット漏れは重大な被害につながることを認識させ、危機管理意識の徹底を図るよう改めて指導いたしました。

また、警備会社から提出を受けている月次報告書の確認を失念したことから、今後は同じことのないよう、適正な施設管理に努めてまいります。

[所管課 (学校)]

(1) 施設の管理状況について

ア 施設の使用許可事務等が適正でないもの

大分市立学校体育館等使用料条例の一部を改正する条例が令和5年4月1日から施行され、改正後は、使用時間に1時間未満の端数があるとき、又はその使用時間が1時間未満のときは、1時間とすると定められている。

しかしながら、使用時間に30分の端数がある場合の学校施設使用料の算定において、改正前の30分以下の端数を切り捨てる算定方法により使用料を算出していた。

今後は、条例に従い適正な事務処理をされたい。

(学校施設課)

学校施設使用許可事務における使用時間及び使用料の算定については、学校に算定方法を指導するとともに、再度課内でも情報共有を行い、適正に使用料を算出することとしました。

今後は、条例に従い適正な事務処理を行ってまいります。